

被保険者の誰もが
安心して幸せに暮らせるための
安定的な国保事業の運営を目指して

新年あけましておめでとうございませう。

皆さま方におかれましては、ご健勝にて輝かしい新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。また、平素は国民健康保険事業の運営に関しまして、多大なるご尽力とご高配を賜っておりますことに衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、国民健康保険は、制度創設以来、我が国の国民皆保険体制の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に貢献してまいりました。しかしながら近年の国保を取り巻く情勢をみますと、加入者の高齢化、低所得者層の増加、保険料(税)収納率の低迷など、国保財政は極めて厳しい運営が続いております。

このような状況の中、一昨年の5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第31号)により、平成30年度から新

たに都道府県が市町村とともに保険者となる等の制度創設以来の大改革が行われることとなりました。

こうしたことを受けて、国保運営の都道府県化への対応については、平成28年度より事務局内に専任体制による「新国民健康保険制度準備室」を設置し、県に設置された「滋賀県国民健康保険運営方針等検討協議会」に積極的に参画し、新制度への円滑な移行に向けその準備に取り組んでおります。

また、審査支払機関の改革に関しては、「データヘルズ時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会」で議論されており、改革の方向性として、支払基金と国保連合会による改革の検討を一体的に進めることとし、審査業務の効率化と審査基準の統一化については、先ず支払基金による改革の取り組みを加速させ、その後国保連合会による改革を進めていくとされているところです。



滋賀県国民健康保険
団体連合会
理事長職務代理者
副理事長 藤澤 直広

このような状況の中、私ども国保連合会といましては、第二期目となります中期経営計画の目標達成、さらには被保険者の誰もが安心して幸せに暮らせるための安定的な国保事業の運営を目指して、役員一同、積極的な事業の展開にまい進してまいりますとともに、目まぐるしく変化する情勢にも的確に対応してまいりますので、さらなるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、今年も皆さま方にとりまして幸せ多き年でありまことを心から祈念申し上げます。新年のごあいさつといたしま

平成二十九年一月